

令和6年竹田市農業委員会第10回総会議事録

1. 日 時 令和6年10月7日(月) 午後2時10分 ～ 午後2時40分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 12名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
9番 本郷 敦子 10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤恵美子

4. 欠席委員 1名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 次長：中村美智子 管理係長：渡部夕樹 会計年度任用職員：後藤加奈

6. 議事

議案第66号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 2件

議案第67号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 2件

議案第68号 農用地利用集積計画の承認について 1件

議案第69号 農用地利用集積計画について（大分県農業農村振興公社から所有権移転） 2件

議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件

議案第71号 非農地証明について 1件

副会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

(14時10分)

議長

只今から令和6年竹田市農業委員会第10回総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は8番 上野一男委員、9番 本郷敦子委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第18号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が2件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですのでこれで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第66号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 2件

議案第67号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 2件

議案第68号 農用地利用集積計画の承認について 1件

議案第69号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転） 2件

議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件

議案第71号 非農地証明について 1件

以上14案件を本日の議案として提案いたします。

議長

続いて議案第66号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 山崎係長

議案第66号の農用地利用集積等促進計画案は、農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

議案第66号の1番と2番の借り手は〇〇〇〇です。選定理由はいずれも当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今議案第66号について担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第66号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第66号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第67号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についての説明を事務局に求めます。
1の1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第67号の1の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字飛田川字坂折〇〇〇〇田1筆 合計面積266平方メートルを駐車場として利用する計画の農地です。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

9月21日本郷委員、渡部係長、中村次長、私で現地確認を行いました。既に整地されていましたが、この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから、原案のとおり除外することに問題はないと考えます

議長

続いて1の2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第67号の1の2番の案件は申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字福原字宇土〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積1,484平方メートルのうち758平方メートルを植林する計画の農地です。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

すでに植林して元に戻すことは無理と考えます。この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから、原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今調査報告がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第67号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第67号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の山崎係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時20分)

議長

再開します。

(14時20分)

議長

議案第68号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は〇〇〇〇です。2年間の賃貸借、再設定です。労力2、水稻・野菜中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

以上の案件について現地調査した農地利利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

　　只今議案第68号について事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議長

　　ないようですので質疑を終結いたします。

　　議案第68号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

　　全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

　　よって議案第68号 農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

　　続いて議案第69号 大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

　　議案第69号の1番の案件は、譲渡人 公益社団法人大分県農業農村振興公社から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町木下字百ノ木迫〇〇〇〇外2筆 畑3筆 合計面積12,231平方メートルを農業経営基盤強化促進法の定めにより大分県農業農村振興公社が行う農地売買等支援事業で所有権の移転をするものです。譲受人の経営規模は65,552平方メートルです。

議長

　　1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

　　議案第69号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター4台、コンバイン1台、その他機械11台を所有しております。野菜中心の農家であり農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

　　続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

　　議案第69号の2番の案件は譲渡人 公益社団法人大分県農業農村振興公社から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町藤渡字上向原〇〇〇〇外2筆 畑3筆 合計面積15,629平方メートルを農業経営基盤強化

促進法の定めにより大分県農業農村振興公社が行う農地売買等支援事業で所有権の移転をするものです。譲受人の経営規模は17, 217平方メートルです。

議長

1 番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1 番 山本昭雄委員

議案第69号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は21人です。農機具はトラクター10台、その他機械29台を所有しております。野菜・畜産中心の農家であり農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今調査報告がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。はい本郷委員。

9 番 本郷敦子委員

2番の件ですが、熊本でなく近くの担い手はいなかったのですか。

事務局

2番の方はこの農地を含め周辺の農地を以前から小作していきまして、今回は個人での売買ですが法人としてもかなり大規模に経営をされている方です。経営的にも問題ないと考えていますが山本委員さんいかがでしょうか。

1 番 山本昭雄委員

はい大丈夫です。

議長

他にありませんか。ないようですので質疑を終結いたします。議案第69号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第69号 大分県農業農村振興公社からの所有権移転にかかる農用地利用集積計画については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第70号の1番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字菅生字仲津留〇〇〇〇畑1筆 合計面積1,008平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は1,008平方メートルです。新規就農です。先ほど新規就農で説明していただいた方で豊後大野市での農作業歴は11年あります。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第70号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター2台・耕うん機1台・刈り払い機2台所有しており果樹オリーブ中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまふ。よつて許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第70号の2番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字平田字尾園〇〇〇〇外1筆 畑2筆 合計面積932平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は5,020平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第70号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具は耕うん機5台所有しており野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまふ。よつて許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第70号の3番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町柏原字新藤〇〇〇〇田1筆 合計面積360平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は43,103平方メートルです。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第70号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター6台・コンバイン1台・田植機1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまふ。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えまふ。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めまふ。

事務局

議案第70号の4番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町田代字田代〇〇〇〇田1筆 合計面積3,701平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は15,441平方メートルです。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第70号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター2台・コンバイン1台・田植機1台・草刈り機4台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまふ。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えまふ。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第70号の5番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字白丹字荻迫〇〇〇田1筆 合計面積1,364平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は21,672平方メートルです。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第70号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第70号の6番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字栢木字原〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積5,461平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は39,345平方メートルです。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

議案第70号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター1台・コンバインと田植機は共同です。稲作・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第70号について担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第70号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第71号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第71号の1番の案件は申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市直入町大字長湯字辻〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 合計面積582平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は申請者の父が貸し付けていたが、その耕作者が20年以上前に亡くなって以降耕作できず、獣害や風水害で農道の通行も困難になり現況は原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第71号について担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第71号について非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第71号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして令和6年竹田市農業委員会第10回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時40分)